

だけで、別枠の医療制度に囲い込まれ、長寿の方がふえるに従って保険料は際限なく値上げされ、診療内容は削られる大変な差別医療という制度の根幹に向けられており、それは小手先の取り繕いだけで解消できるものではないと考えるものであります。

幸いにして制度を導入した自民党にかわって民主党が圧勝し、首相の座がかわった鳩山首相は国民の前で、「この後期高齢者医療制度はなくす」と約束しているようであります。ぜひ今度はお年を召したら、みんなでお祝いし、医療費の心配はないような、真っ当な政治を築いていただきたい、こう願うものであります。

平成20年度歳入歳出決算書に示された内容は、国の制度に従わざるを得ないものであります。いけないものはいけないという市民の声を代弁するものであり、反対の立場を明確に示してまいりたいと思うのであります。

以上で、反対討論といたします。

+ ○町田義昭議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

認第1号について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成20年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 平成21年第6回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第72号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、現在の条例においては適用対象外とされている船員保険法の被保険者である非常勤市職員の公務上の災害に対する補償について適用除外規定を削除し、他の非常勤の市職員と同様、本条例に基づき補償することとするものである。条文の整備であり、長井市では対象となる職員はおらず、影響はないとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第72号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第72号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成21年第6回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第73号 長井市国民健康保険

給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成20年4月の医療制度改正及び平成21年度分の老人保健拠出金の額の確定に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、平成21年度当初の基金残高は3億2,470万2,783円で、条例第5条で規定している基金最低必要額2億638万7,032円を上回っているが、平成20年度の単年度収支が1億221万5,282円の赤字であったため、21年度中に基金を取り崩すことも考えられるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、基金を取り崩すのはいつかの質疑がなされ、市民課長からは、取り崩し額は今後の医療費の動向を見る必要があるため、平成22年3月末になると考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童センターに指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、保護者からの要望を受け、指定管理者制度を導入する児童センターでは早朝と夕方の延長保育及び2歳児保育を希望者に実施し、保育サービスの充実を図る。指定管理者が行う業務は、基本時間内における2歳児から5歳児までの保育、延長保育の許可及び延長保育、学童クラブの活動、児童センターの施設及び設備の維持管理とする。基本時間内における使用料の額は、2歳児は月額1万6,000円、3歳児以上は月額1万3,000円と定める。指定管理者導入時における延長利用料金の上限額を月額1,500円と定め、指定管理

+